

宍粟市ふるさと納税パンフレット作成業務プロポーザル実施要領

目次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	参加資格要件	1
4	実施スケジュール（予定）	2
5	提出資料	2
6	質疑回答	3
7	提出書類等	3
8	選考方法	5
9	その他注意事項	6
10	問い合わせ先（事務局）	7

別紙 審査項目

令和4年5月31日

宍 粟 市

市長公室 地域創生課

1 趣旨

本実施要領は、「令和4年度宍粟市ふるさと納税パンフレット作成業務」（以下、「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザルにより特定するにあたり、選定方法、その他必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 番号 宍公地委第040001号
- (2) 業務名 令和4年度宍粟市ふるさと納税パンフレット作成業務
- (3) 業務内容 別紙「宍粟市ふるさと納税パンフレット作成業務仕様書」を参照
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和4年9月30日まで
- (5) 履行場所 宍粟市内において本市が指定する場所（別途、仕様書による）
- (6) 委託上限額（見積上限額） 1,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
※本業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格についてはこの範囲内で別途算定する。
- (7) 契約方法 単年度契約
- (8) 発注者 宍粟市長
- (9) その他 本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。（基準日は公募開始日とする。）

(1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 公募開始日から委託契約締結の日までの期間に、宍粟市指名停止基準に基づく競争入札参加停止期間が含まれていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生申立開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- エ 宍粟市入札参加資格者名簿のうち県内業者として登録し、印刷業の「デザイン・編集」及び「製本」の両方に登録されている者であること。ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。
- オ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。
- カ 宍粟市暴力団排除推進条例第2条第1項第3号、第4号に該当しない者であること。

4 実施スケジュール (予定)

令和4年5月31日(火)	公募開始
令和4年6月3日(金) 【正午必着】	質疑締切
令和4年6月8日(水) 【午後1時以降】	質疑回答(ホームページ掲載)
令和4年6月10日(金) 【午後5時15分必着】	参加申請書提出期限
令和4年6月24日(金) 【午後5時15分必着】	ふるさと納税パンフレットデザイン提案書等提出期限
令和4年7月4日(月)	ふるさと納税パンフレットデザイン審査
令和4年7月6日(水)	結果通知
令和4年7月11日(月)	契約締結

5 提出資料

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び宍粟市契約規則他の関係法令を理解・遵守の上で、以下の提出資料を期限までに提出することとする。各様式については、公告に定めた様式とする。ふるさと納税パンフレットデザイン提案書に使用するデータについては、公募型プロポーザル参加申請書を持参された際に提供する。データを記録媒体に転送するのに時間を要するため、申請書を持参される際は事前に連絡すること。

資料番号	提出書類名	様式	提出部数	提出期限	提出方法
1	質問書	1	1	令和4年6月3日 正午必着	電子メール・FAX
2	公募型プロポーザル参加申請書	2	1	令和4年6月10日 午後5時15分必着	持参
3	見積書	別様式	1	令和4年6月24日 午後5時15分必着	持参又は郵送
4	ふるさと納税パンフレットデザイン提案書(B5版・4ページ(表紙1・返礼品ページ3)・フルカラー)	任意	7		
5	宍粟市暴力団排除推進条例に係る誓約書及び役員調書	別様式	1		
6	辞退書	8	1	—	持参又は郵送

(1) 提出方法

原則、上記の提出方法によること。

郵送による場合は、郵送書留又は簡易書留郵便によること。

持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする（正午から午後1時までを除く）。

なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

6 質疑回答

(1) 提出期限

令和4年6月3日（金）正午必着

(2) 提出方法

質問書（様式1）により電子メール又はFAXにて提出すること。いずれの場合も質問書の提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。なお、電話、来訪などによる口頭での質問は受けけない。

ア 電子メールによる場合は、「宍粟市ふるさと納税パンフレット作成業務について」と表題を記載すること。

(3) 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

宍粟市市長公室地域創生課地域創生係

FAX : 0790-63-3060 E-mail : chiikisosei-kk@city.shiso.lg.jp

(4) 回答方法と内容

令和4年6月8日（水）午後1時以降、宍粟市ホームページに掲示する。

個別には回答しない。

※宍粟市ホームページURL : <https://www.city.shiso.lg.jp>

質問した業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

7 提出書類等

(1) 公募型プロポーザル参加申請書

参加意向のある者は、「公募型プロポーザル参加申請書（様式2）」を下記の方法により提出すること。

ア 提出期限

令和4年6月10日（金）午後5時15分必着

イ 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

宍粟市市長公室地域創生課地域創生係

ウ その他

持参により参加申請のあった者に、ふるさと納税パンフレットデザイン提案書に使用するデータを提供します。データを記録媒体に転送するのに時間を要するため、申請書を持参される際は事前に連絡すること。

(2) 公募型プロポーザル資料送付書等

資料番号4の資料について、提出部数7部（正本1部、副本6部）のうち、正本1部は会社名等を記載し、副本6部は提出者を特定することができる内容の記述を記載しないこと。提出資料中、提出者を特定できる箇所には黒塗りをする場合がある。

ア 資料番号3について

「見積書」は、仕様書に基づく総価格（税抜き）を記入すること。

イ 資料番号4について

①「ふるさと納税パンフレットデザイン提案書」は、B5版、上質紙70kg、フルカラー、175線以上で作成すること。なお、作成した提案書は綴じずに提出すること。

②「ふるさと納税パンフレットデザイン提案書」は、市が提供する素材を使用した4ページのデザインとすること。

③4ページの内訳

ア 表紙：1ページ

イ 返礼品ページ：3ページ

④表紙ページについて

ア 提供用パンフレット表紙画像の中から最低1枚は使用すること。（複数枚使用することも可）

イ タイトル及び記載する文字については自由とする。

⑤返礼品ページについて

掲載する返礼品は21品であり、掲載順及びレイアウトは自由とするが、以下の点に留意して作成すること。

(ア) 返礼品名、内容量、寄附金額については必ず記載すること。

(イ) 商品説明、賞味期限・使用期限、申込期間等については自由記載とする。なお、記載する場合は必要な部分のみを抜き出して記載を行ってもよい。

(ウ) 返礼品画像については、返礼品ごとに提供用返礼品データの中から最低1枚は使用すること。（複数枚使用することも可）ただし、共通の画像が使用されている返礼品については、まとめて記載するなど、レイアウトを工夫してもよい。

ウ 提出期限

令和4年6月24日（金）午後5時15分必着

エ 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市市長公室地域創生課地域創生係

※持参又は簡易書留郵便。封筒に「ふるさと納税パンフレットデザイン提案書在中」と

表記。

(3) その他注意事項

- ア 提出書類について、この書面及び仕様書に適合しない場合は、無効とすることがある。
- イ ふるさと納税パンフレットデザイン提案書の提出は1者につき1案とする。
- ウ ふるさと納税パンフレットデザイン提案書の提出後に本市の判断で補足資料の提出や内容の確認を求めることがある。

8 選考方法

(1) ふるさと納税パンフレットデザイン審査

事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価する。

ア 評価者

本業務における受託候補者の特定は、本業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

イ ふるさと納税パンフレットデザイン提案の評価

ふるさと納税パンフレットデザイン提案書の内容について、事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき数値化して採点し、合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。

ウ プロポーザル審査において、最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を業務受託候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とする。

評価点が同点の場合は、審査項目「見積価格」の点数が最も高い提案者を上位とする。さらに、上記の審査項目も同点の場合は当該提案者がくじを引いて決定します。

(2) 選定結果の通知

ア 選定委員会による選定終了後、宍粟市ホームページにて公表するとともに、デザイン参加者全員に文書による通知を行う。

市ホームページによる公表は、受託候補者については名称及び評価点数とし、次点以下の者については評価点数のみとする。(応募者名は公表しない。)

イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について上記アの通知日の翌日から起算して7日以内(土・日曜日、祝日を除く)に書面(任意様式)により、市長に説明を求めることができる。なお、非特定理由については、当該応募者の非特定理由、及び評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

(3) 契約

特定された受託候補者と、評価したふるさと納税パンフレットデザイン提案書を基に協議を行ったうえで、契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。

なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

9 その他注意事項

- (1) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しない。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (5) 参加申請後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書（様式8）により、市に提出すること。
- (6) 業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。
- (7) 無効となるプロポーザル
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ プレゼンテーションを欠席した場合、又は指定した時間に遅れた場合
 - オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - カ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合
 - キ 同一提案者が2件以上の企画提案書を提出した場合
- (8) 失格となるプロポーザル
 - ア 提案内容の如何に関わらず、委託上限額を超えた見積の場合
 - イ 審査基準で設定する基準点を下回った場合
- (9) 個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (10) 守秘義務

受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。
- (11) 提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

10 問い合わせ先（事務局）

宍粟市市長公室地域創生課地域創生係

所在地：〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎 3 階

電話番号：0790-63-3066 FAX：0790-63-3060 E-mail：chiikisosei-kk@city.shiso.lg.jp

別紙 「宍粟市ふるさと納税パンフレット作成業務 審査項目」

審査項目		審査の視点
見積価格		見積金額は妥当か。
デザイン	配置	文字や写真は見やすく配置されているか。
	汎用性	フォントや色使いは、ユニバーサルデザインを考慮しているか。
	アイデア	見出しや装飾デザインにアイデアや独創性がみられるか。
	編集	画像のトリミングや明暗調整を適正に行い、鮮明な画像に心がけているか。
全体	情報量	必要な情報が端的にまとめられているか。
	魅力	返礼品の魅力を十分に伝えられているか。
	目的・内容	仕様書等に基づいた目的、内容を的確にとらえているか。

最低基準点を満点の60%とし、下回る者は失格とする。